

平成27年4月22日制定

埼玉県立小児医療センターにおける科学研究費補助金の  
適正使用に関する行動規範

- 1 埼玉県立小児医療センターの職員として、誇りと自覚を持って、関係法令、規程等を遵守し、研究費等の使用にあたって国民の疑惑や不信を招くおそれのないよう行動すること。
- 2 科学研究費補助金の原資は、国民の税金であることを認識し、その使用に関する説明責任を自覚すること。
- 3 研究計画に基づき、研究費の計画的かつ適正な使用に努めること。
- 4 研究者、その補助者及び事務職員は、相互に有機的な連携をとるよう努めること。
- 5 科学研究費補助金の不正使用が疑われる場合は、速やかに通報窓口に通報すること。
- 6 科学研究費補助金の取扱いに関する研修に積極的に参加すること。